
形勢逆転の兆しか - 米最高裁、特許裁判管轄地の見直しへ

米合衆国最高裁判所は、特許権者による特許権侵害訴訟の提起可能地域を定める管轄地域に関する法令の見直しを行うことに合意した。最高裁の決定は、特許権者が自らにとって戦略的に有利と思われる特定の地域を探し求め、そこで訴訟提起を行っているという現状に終止符を打つこととなるかもしれない。その最たる例がテキサス州東地区裁判所だ（2015年には全米の特許侵害訴訟中40%超がここで提起されている）。

問題となっている管轄地域に関する法令¹では現在、被告に対しての人的管轄権が認められる司法管轄区、つまり基本的には特許侵害とされる製品の販売地域ならどこでも、特許権者は訴訟を起こすことができる。たとえば管轄地域を被告の実際の事業拠点に限定することにより、最高裁はこの現状を変えることができる。これでいわゆる『パテント・トロール』の裁判所漁りを大幅に制限できるのだ。特許裁判管轄地の見直しは、上院下院両議会において近年議論されてきていた。最高裁もそれに同調し、行動に移す準備を整えたようだ。

本事案が最高裁に検討されるようになった理由は、TC ハートランド社の不服申立てにある。同社はデラウェア州（この地域もまた特許裁判の温床である）で、液体甘味料製品の販売に関してクラフトフーズ・グループ・ブランズ社に訴訟を提起された。TC ハートランドの設立地および本拠地はインディアナ州である。同社は、特許侵害とされる製品の2%が販売されているということ以外にデラウェア州とは何の接点もないとして、地方裁判所に対し訴訟を却下するよう要請した。地方裁判所と米国連邦巡回控訴裁判所どちらも、同社の救済要請を棄却した。

最高裁での審議は2017年初旬に行われ、同年6月末までには決定が下される見込みだ。

¹米国法典第28巻第1400条(b)、米国法典第28巻第1391条(c)、および米国連邦巡回控訴裁判所の1990年 *VE Holding Corp. 対 Johnson Gas Appliance* 裁判での決定、917 F.2d 1574(Fed. Cir. 1990).